（様式）

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報

|  |  |
| --- | --- |
| 議題 | 新公会計制度アドバイザリー会議 |
| 日時 | 令和５年8月２２日(火)　１３時５５分～15時３0分 |
| 場所 | 府庁本館４階　会計検査室 |
| 出席者 | (特別顧問・特別参与)：武田特別参与　谷口特別参与(職員等)：会計管理者兼会計局長 会計指導課長、課長補佐他　会計指導課職員 |
| 論点 | ・令和４年度財務諸表について・その他 |
| 主な意見 | 資料１について・注記の「その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項」に記載の大阪市からの学校移管について、時期を入れたらどうか。・注記の「重要な会計方針」のリース資産運用にかかる記載について、取引を正確に判定するためマニュアルを見直した結果、該当する資産はないということであれば、そのように記載を修正し、また、会計方針の変更によるものではないので、３追加情報（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項に記載してはどうか。資料２、３について・「地方債収入が地方債償還金支出を下回った」との記載は、収入と支出を逆にして「上回った」と記載してはどうか。資料３について・特別収支差額が大きく増加しているので、P1の前年度比較に、P６と同様に特別収支の記載を入れてはどうか。また、P6の物件費の増加がコロナの関係とわかるように記載してはどうか。その他・減損の認識について、現在、期中で認識し、期末に売却・移管等している案件があるが、減損の認識は、期末にすべきと思うので、認識時期について検討してはどうか。 |
| 結論 | 資料１について・注記の「その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項」に記載の大阪市からの学校移管について、時期を入れる。・注記の「重要な会計方針」のリース資産運用にかかる記載について、記載内容を修正し、３追加情報（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項に記載する。資料２、３について・「地方債収入が地方債償還金支出を下回った」との記載は、収入と支出を逆にして「上回った」と記載する。資料３について・P1の前年度比較に、P６と同様に特別収支の記載を入れる。また、P6の物件費の増加がコロナの関係とわかるように記載する。その他・減損の認識時期について、今後、検討する。 |
| 説明等資料 | ・議事次第・【資料１】令和４年度財務諸表（各会計合算）・【資料２】令和４年度大阪府新公会計制度財務諸表の概要・【資料３】令和４年度大阪府新公会計制度財務諸表についてなお、これらの資料については、令和５年８月２２日現在であり、会議での指摘等による修正があります。最終の財務諸表等については、下記の資料を確認ください。※最終の財務諸表についてはこちら（リンク）<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/newzaimusyohyou/index.html> |
| 関係部局（室課） |  |